

# 令和3年度福島県立高等学校入学者選抜 新型コロナウイルス感染症対応選抜 第1日程募集要項

福島県立勿来工業高等学校  
〒974-8261  
福島県いわき市植田町堂ノ作10番地  
電話(0246)63-5135(代表)

## 1 出願

### 1 募集定員

別に公告した募集定員の3%とする。

全日制の課程 工業科

機械科 1名

電気科 1名

建築科 1名

工業化学科 1名

### 2 出願資格

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、前期選抜及び追検査等を受験できないこととされた者。

### 3 出願方法

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### 4 併願の取扱い

本校の募集を行う学科間に限り第二志望までの併願を認める。

### 5 出願期間

出願期間は令和3年3月16日(火)から3月17日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和3年3月17日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

### 6 出願に必要な書類

インフルエンザ等学校感染症罹患追検査等受験願(様式共通14号)を提出する。

追検査等受験願提出理由の欄に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由及び志願する学科を記入する。志願する学科については、前期選抜入学願書に記入した学科を記入するものとし、志願先変更はできない。また、希望があれば第二志望も記入する。

本校校長は、受験資格を認めたものに対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証」を交付する。なお、受験番号は、前期選抜の受験票に付した番号とし、当該受験票を利用する。

7 自己申告書について

前期選抜で提出された自己申告書を使用する。

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に前期選抜受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 2 調査書

令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に記されたとおり。  
前期選抜で提出された調査書を使用する。

## 3 入学者選抜

1 選抜方法

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して本選抜合格者を決定する。自己申告書は志願者を理解するための補助資料とする。また、障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には国語、数学、英語の教科について、中学校における学習活動の成果を問う内容を含む。面接については、段階評価する。

(3) 作文

与えられたテーマについて、400字以内に自分の体験・希望・考えなどをまとめる。作文については、段階評価する。なお、作文題（テーマ）については、当日提示する。

2 面接、作文の日時・会場・持参物

(1) 日時 令和3年3月22日（月）

午前 8時20分	～	午前 8時40分	受付（受付場所は本校舎昇降口）
午前 8時40分			集合（本校受験会場）
午前 9時00分	～	午前 9時40分	作文
午前 9時40分	～	午前10時00分	休憩
午前10時00分	～		面接（個人面接）

(2) 会場 本校

(3) 持参物 前期選抜受験票、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程受験許可証、  
上ばき、筆記用具

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

### 3 合格者発表

- (1) 令和3年3月23日(火)午後3時以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者には、合格通知書(様式共通5号)を交付し、その他入学についての諸印刷物を配付するので、受験票を持参の上、午後4時までに来校し、受け取ること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 合否に関する電話等の照会には一切応じない。

### 4 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 障がい等のある志願者に対する配慮については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱(16ページ)のとおりとする。